

特定技能

特定技能の制度には「特定技能所属機関」と「登録支援機関」という2つの機関があります。特定技能所属とは、特定技能外国人を雇用する会社（受入れ機関）です。

特定技能所属機関は、特定技能外国人の職場上、日常生活上、社会上の支援をしなければいけません。

特定技能外国人の支援には専門的な内容もあるため、特定技能外国人を雇用する会社「特定技能所属機関」自身で実施するのは難しいというケースもあります。

登録支援機関とは、特定技能所属機関に委託されて特定技能外国人の支援計画の作成・実施を行う機関です。

サポート

登録支援機関として受け入れ機関（外国人を雇用する会社）から委託を受け、特定技能1号外国人が在留中に安定的・円滑な活動を行うことができるようにするための日常生活上／職業生活上／社会生活上の支援をしていきます。

支援体制

①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援（人員整理等の場合）

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



■ 事前ガイダンスの提供

特定技能所属機関または委託を受けた登録支援期間は、特定技能外国人に対して、情報提供ガイダンスを行う義務があります。

ガイダンスでは、以下の内容を説明することが求められます。

- ・業務内容、報酬額、労働条件
- ・日本で行える活動の内容
- ・入国の手続き
- ・保証金の支払いや違約金などに係る契約を現にしていないこと、及び将来にわたりしないことについての確認
- ・特定技能雇用契約の申込みの取り次ぎ、または活動の準備に関して自国等の機関に費用を支払っている場合は、その額及び内訳を十分理解して、その期間との間で合意している必要があること。
- ・外国人支援に要する費用について、特定外国人に負担させないこと。
- ・入国時には、港や飛行場から特定技能所属機関まで、特定技能外国人の送迎を行うこと。
- ・適切な住居の確保のために、支援を実施すること。
- ・職業生活、日常生活または社会生活に関する相談や苦情を受ける体制があること。
- ・支援担当者の氏名及び連絡先

■ 出入国の際の送迎

特定技能外国人が入国する際は、下記の2か所間の送迎を行う義務があります。

- ・上陸手続きを受ける港または飛行場
- ・特定技能所属機関の事業所または当該特定技能外国人の住居

出国する際も「出国手続きを受ける港もしくは飛行場」まで送迎を行う必要があります。

また、単に港・飛行場に外国人を送り届けるだけでなく、保安検査場の前まで同行して、入場を確認する必要があります。一時帰国の際は、出入国の支援を行う必要はありません。

■ 住居確保・生活に必要な契約支援

特定技能外国人の住居について、下記のいずれかの支援を行う必要があります。

- ・特定技能外国人が賃貸人として賃貸契約を締結する場合は、不動産仲介業者や賃貸物件の情報を提供して、必要に応じて外国人に同行して、住居探しの補助を行う
- ・特定技能所属機関などが自ら賃貸人となって賃貸借契約を締結し、1号特定技能外国人の合意のもと、特定技能外国人に対して住居として提供する
- ・特定技能所属機関が所有する社宅などを、1号特定技能外国人の合意のもと、当該特定技能外国人に対して住居として提供する。

また特定技能所属機関、もしくは登録を受けた登録支援機関は、特定技能外国人が日本で生活する上で必要となる下記の事項について、補助を行う必要があります。

- ・銀行、その他の金融機関における預金口座または貯金口座の開設手続き
- ・携帯電話の利用に関する契約手続き
- ・電気、ガス、水道等のライフラインに関する手続き

■ 生活オリエンテーションの実施

登録支援機関は、特定技能外国人に対して、入国後に下記の情報を提供する「生活オリエンテーション」を実施する必要があります。

- ・金融機関の利用方法
- ・交通ルール等
- ・医療機関の利用方法等
- ・交通機関の利用方法等
- ・生活ルール、マナー
- ・生活必需品等の購入方法等
- ・日本で違法となる行為の例
- ・気象情報や災害時に行政等から提供される災害情報の入手方法等
- ・特定技能所属機関等に関する届出
- ・住宅地に関する届出
- ・社会保障および税に関する手続き
- ・その他の行政手続き
- ・相談または苦情の申出に対応する支援担当者の氏名と連絡先
- ・相談または苦情の申出をすることができる国もしくは地方公共団体の機関の連絡先
- ・外国人受け入れ体制が整備されている病院の名称、所在地および連絡先
- ・トラブル対応や身を守るための方策
- ・医療通訳雇入等をカバーする民間医療保険への加入案内
- ・緊急時の連絡先
- ・気象情報、避難指示、避難勧告等の把握方法、災害時の避難場所
- ・入管法令および労働関係法令に関する知識
- ・入管法令に関する違反がある場合の相談先と連絡方法
- ・労働に関する違反がある場合の相談先と連絡方法
- ・特定技能雇用契約に反することがあった場合の相談先と連絡方法

- ・年金の受給権に関する知識および脱退一時金制度に関する知識と、それらに関する相談先、連絡先
- ・人権侵害があった場合の相談先と連絡方法

■ 公的手続きへの同行

住民表、マイナンバーをはじめ、各種お手続きの同行を行います。

■ 日本語学習機会の提供

特定技能所属機関、または登録支援機関は、特定技能外国人に、下記のいずれかの支援を行う必要があります。・就労、生活する地域の日本語教室、日本語教育機関に関する入学案内の情報を提供すること

- ・自習学習のための日本語学習教材やオンラインの日本語講座に関する情報を提供すること
- ・特定技能外国人との合意のもと、特定技能所属機関等が日本語教師と契約して、当該外国人に日本語講習の帰化を提供すること

外国人が日本ででの就業、生活に困らないよう、継続した学習機会の提供が求められます。

■ 相談又は苦情への対応

特定技能外国人から、「職業生活」「日常生活」「社会生活」に関する相談、苦情を受けた差は、相談内容に応じて助言や指導を行うことが義務付けられています。

「相談又は苦情への対応」では、以下のことも行わなければいけません。

- ・必要に応じて、相談内容に対応する適切な機関（地方出入国在留管理局、労働基準監督署等）を案内し、当該外国人に同行して必要な手続きの補助を行うこと。
- ・平日のうち3日以上、土曜、日曜のうち1日以上に対応し、相談しやすい就業時間外などにも対応できること
- ・相談及び苦情の対応を行ったときは、相談記録書に記録をしておくこと
- ・相談及び苦情を受け、関係行政機関への相談又は通報を行ったものについては、当該外国人の支援実施状況に係る届出書に記載すること

■ 日本人との交流促進

特定技能所属機関、または登録支援機関は、日本人との交流促進に係る下記の支援を実施する必要があります。

- ・地方公共団体やボランティア団体等が主催する地域住民との交流の場に関する情報の提供
- ・地域の自治会等への案内
- ・就労または生活する地域の行事に関する案内

■ 転職支援

特定技能所属機関の都合によって、特定技能外国人との雇用契約を解除する場合は、下記のいずれかの支援を行うことが義務付けられています。

- ・次の受け入れ先(特定技能所属機関)に関する情報を入手すること
- ・公共職業安定所そのほかの職業安定機関又は職業紹介事業者等を案内し、必要に応じて特定技能外国人に同行し、次の受け入れ先を探す補助を行うこと
- ・特定技能外国人の希望条件、技能水準、日本語能力等を踏まえ、適切に職業相談、職業紹介が受けられるよう又は円滑に就職活動が行えるよう推薦状を作成すること
- ・特定技能所属機関等が職業紹介事業の許可又は届出を受けて職業紹介事業を行うことができる場合は、就職先のあっせんを行うこと

■ 定期的な面談の実施、行政機関への通報

特定技能所属機関、登録支援機関は、特定技能外国人を監督する立場にある者(上司や雇用先の代表者など)と「3ヶ月に1回以上」面談を実施する必要があります。

面談をした上で、下記の内容を認知した場合は、関係行政機関へ通報する必要があります。

- ・労働基準法、その他労働に関する法令および入管法の違反
- ・旅券及び在留カードの取上げ等その他の問題の発生

面談は、特定技能外国人が十分に理解することができる言語で実施することが義務付けられています。面談を行った際は、「1号特定技能外国人用及び監督者用の定期面談報告書」を作成する必要があります。